

2008年9月17日

消耗品に関するドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所の仮差止め命令について

ブラザー工業株式会社（社長：小池利和）は、ドイツにて、ブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan（独）、German Hardcopy AG（独・以下 Geha）の 2 社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権を侵害するとして、デュッセルドルフ地方裁判所（以下同地裁）に販売停止等の仮差止め命令を求めておりましたが、このたび上記 2 社に対して、同地裁により販売停止等の仮差止め命令が下されましたのでお知らせいたします。

今年 6 月、当社は、ブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan、Geha を含む 4 社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権（2008 年 6 月 19 日成立）の侵害による不公正行為を行っているとして主張し、ブラザー互換インクカートリッジの販売停止等を求め警告状を送付いたしました。2 社については、事前に販売を停止しましたが、Pelikan、Geha の 2 社は、この警告に応じなかったため、7 月、同地裁にこの 2 社に対する販売停止等の仮差止め命令を請求いたしました。同地裁は、9 月 11 日、当社主張を認め、2 社に販売停止等の仮差止めを命じる判決を下しました。（*）

ブラザーグループでは、従業員の意思決定に対する基本方針、行動規範としてグローバル憲章を定めております。このグローバル憲章に基づき、法規、規則を順守し、最高度の倫理観を持ち行動する事を心がけております。知的財産権に関しては他社の権利を尊重すると同時に、当社の所有している権利を正当に主張し、それらを無断で使用しているものについて法律に基づき対応していく所存です。なお、消耗品においては、製品本体の性能をいかし、長くご愛用いただくため、当社純正消耗品をご利用いただけるよう、告知活動も積極的に行ってまいります。

（*） Pelikan、Geha の 2 社は、この結果を受けまして、仮差止めに対する不服を申し立てる可能性を有しています。

<報道関係 お問い合わせ先>

ブラザー工業（株） 広報・総務部 広報 IR グループ 田丸・桃井

TEL : 052-824-2072 FAX : 052-811-6826 E-mail : kouhou@brother.co.jp